

第 7 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成25年12月16日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成25年12月16日(月曜日)

午前10時1分開議

午前11時43分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補
正予算（第4号）

議案第34号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第35号 専決処分の報告及び承認につ
いて

報告第5号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①熊本県いじめ調査委員会条例の制定に
ついて

②県費負担教職員の指定都市への給与負
担移管に係る財政措置のあり方に関する
合意について

③熊本県暴力団排除条例の一部を改正す
る条例案について

出席委員(8人)

委員長 高野 洋 介
副委員長 九谷 高 弘
委員 山本 秀 久
委員 早川 英 明
委員 荒木 章 博
委員 松田 三 郎
委員 前田 憲 秀
委員 鎌田 聡

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田崎 龍 一

教育理事 柳 田 幸 子
総括審議員兼教育指導局長 瀬 口 春 一
教育総務局長 柳 田 誠 喜
教育政策課長 能 登 哲 也
学校人事課長 山 本 國 雄
社会教育課長 福 澤 光 祐
文化課長 小 田 信 也
施設課長 清 原 一 彦
高校教育課長 上 川 幸 俊
政策監兼高校整備推進室長 田 村 真 一
義務教育課長 緒 方 明 治
特別支援教育課長 高 橋 次 郎
人権同和教育課長 池 田 一 也
体育保健課長 平 田 浩 一

警察本部

本部長 西 郷 正 実
警務部長 黒 岩 操
生活安全部長 浦 次 省 三
刑事部長 浦 田 潔
交通部長 木 庭 強
警備部長 吹 原 直 也
首席監察官 吉 長 立 志
参事官兼警務課長 福 田 泰 三
参事官兼会計課長 牧 野 一 矢
理事官兼総務課長 奥 田 隆 久
参事官兼生活安全企画課長 甲 斐 利 美
参事官兼刑事企画課長 林 修 一
参事官兼交通企画課長 高 山 広 行
理事官兼交通規制課長 安 武 秀 則
参事官兼警備第一課長 佐 藤 正 泉
組織犯罪対策課長 木 村 浩 憲

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小 夏 香
政務調査課主幹 山 鹿 公 嗣

午前10時1分開議

○高野洋介委員長 おはようございます。

ただいまから、第7回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

本日は、教育委員会、警察本部の順に説明を求め、質疑については、最後にまとめて受けたいと思います。

なお、執行部が説明を行われる際は、着席のままで結構です。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、田崎教育長。

○田崎教育長 おはようございます。着座で失礼をいたします。

議案の説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様には、去る11月5日から7日まで、北海道において、特別支援教育やものづくり教育、文学館等について視察をいただきありがとうございました。

その際、貴重な御助言、御指導をいただきましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

特別支援教育における実践的な職業教育、ものづくりに対する生徒の興味ややる気を引き出すためのさまざまな取り組み、文学館における展示内容や運営方法等の工夫など、視察先で学ばせていただいたことを本県の今後の施策に活かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、今後とも御支援、御協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、今議会に提案申し上げております教育委員会関係議案の概要につきまして御説明をいたします。

まず、第1号議案平成25年度熊本県一般会計補正予算(第4号)でございます。

特別支援学校高等部分教室の緊急整備に要する経費として、323万8,000円の増額補正をお願いしております。

次に、繰越明許費の設定でございます。

高等学校等の施設整備に係る経費、藤崎台県営野球場防球フェンス施設設置に係る経費について、年度内に整備することが困難であるため、繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為の設定でございます。

県立図書館・熊本近代文学館機能拡充事業外2件に係る業務委託費について、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第34号議案につきましては、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

また、その他報告事項として、本県議会において、健康福祉部から厚生常任委員会に付託されております議案第15号熊本県いじめ調査委員会条例制定について外1件の報告を予定いたしております。

以上が議案等の概要でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○能登教育政策課長 おはようございます。教育政策課でございます。

まず、教育委員会所管の平成25年度12月補正予算の総括説明を申し上げます。

お手元の説明資料、平成25年度12月補正予算等、教育委員会の資料の1ページ、補正予算総括表をごらんください。

補正を計上いたしました事業は、特別支援教育課の一般会計に係る事業でございます。補正額は、合計323万8,000円を計上しております。そのほか、3ページ以降に繰越明許費の設定及び債務負担行為の設定をお願いしております。

以後は、関係課から資料に基づき説明いたします。よろしく願い申し上げます。

○福澤社会教育課長 おはようございます。社会教育課でございます。

説明資料の5ページ上段をお願いいたします。

熊本県立図書館・熊本近代文学館機能拡充事業に係る債務負担行為の設定でございます。

現在、県立図書館では、国の元気交付金を活用した収蔵庫や空調等の改修工事を行っております。県立図書館に併設する近代文学館においても、これに合わせて改修工事を効率的に進めるためには、平成26年1月に設計に着手する必要があるため、設計費に係る債務負担行為の設定をお願いするものでございます。現在のところ、近代文学館は平成27年度中のリニューアルオープンを予定しております。

県立図書館及び近代文学館の機能を拡充し、近代文学に加え、図書館が所蔵する古文書等を中心とした歴史資料の展示を行うための改修に係る設計費といたしまして、2,829万円を計上してございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○清原施設課長 施設課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定につきまして御説明いたします。

まず、高等学校費14億7,800万円でございますが、県立高等学校における校舎新・増改築事業、県立高等学校施設整備事業につきまして、繰越明許費の設定を行うものでございます。

また、特別支援学校費8億2,900万円でございますが、県立特別支援学校における特別支援学校施設整備事業につきまして、繰越明

許費の設定を行うものでございます。

内容といたしましては、高等学校費は、天草高校普通教室南棟トイレ改修工事など41校、それから特別支援学校費は、黒石原支援学校高等部空調設備改修工事など13校において、それぞれ学校行事等の調整に不測の日数を要することなどから、年度内に事業を終えることができないおそれがあるものにつきまして設定しております。

続きまして、説明資料の5ページ中段をお願いいたします。

債務負担行為の設定につきまして御説明申し上げます。

水俣工業高校特別教室棟改築工事につきまして、平成27年度の供用開始を目指しており、契約準備期間が必要となることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○上川高校教育課長 高校教育課の上川でございます。

高校教育課では、繰越明許費の設定を1件、債務負担行為の設定を1件、条例等議案関係を1件お願いしております。

資料の3ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費の設定について御説明します。

教育総務費の400万円でございますが、水俣地区新設高校の管理棟改修におきまして、当初の段階では想定できなかった放送設備等の施設整備改修の必要性の検討及び関連して、改築予定の特別教室棟内の教室等、配置の調整に時間を要しましたため、管理棟改修設計委託業務の着手時期がおくれることとなり、年度内での執行が困難となったため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

続きまして、資料の5ページ下段をお願いいたします。

県立高等学校再編・統合施設整備事業に係

る債務負担行為の設定でございます。

これは、荒尾高校及び南関高校の再編、統合により、平成27年4月に開校予定の荒尾・南関地区新設高校におきまして、陶芸実習棟などの整備を開校に間に合わせるため、今年度中に設計委託に取りかかる必要があるためでございます。

また、新設水俣高校における渡り廊下増築工事につきましても、施設課で施工予定の特別教室棟改築工事とあわせて、平成26年3月中に契約する必要があることから、荒尾・南関地区新設高校の設計委託費と新設水俣高校の工事費を合わせまして5,400万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

資料の6ページをお願いします。

第34号議案として、専決処分の報告及び承認について提案いたしております。

これは熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するもので、7ページに記載しております債務者に対する訴えの提起に係る専決処分について、本会議において報告し、承認をお願いするものでございます。

6ページの専決処分の理由にありますように、県が行った支払い督促に対し、1人の債務者から異議が出されたため、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたしました。

このように、法の規定により債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件については、議会で御審議いただく時間がないことから、今回の事案につきまして、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

特別支援学校費でございますが、323万8,000円の増額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

(1)の特別支援教育環境整備事業でございますが、これは、急増する熊本市及びその周辺の特別支援学校高等部への進学を希望する生徒の受け入れを図るため、既存施設を活用し、鹿本商工高等学校と平成26年3月末閉校後の氷川高等学校に特別支援学校高等部の分教室を緊急的に整備し、4月に開設するものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定につきまして御説明いたします。

保健体育費7,200万円でございますが、これは、藤崎台県営野球場防球フェンス施設設置事業の工事請負費でございます。地域の元気臨時交付金を活用した事業で、6月補正予算で計上させていただいたものでございます。

現在、調査、測量、設計を進めておりますが、当初想定していなかった地質調査及び詳細な測量調査が必要になったことから、年度内での執行が困難であるため、繰越明許費の設定を行うものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○高野洋介委員長 それでは、続きまして、警察本部から説明をお願いいたします。

まず初めに、西郷警察本部長、お願いしま

す。

○西郷警察本部長 おはようございます。警察本部関係の説明について、以下、着座で御説明させていただきます。

常任委員会の皆様方には、平素から、警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして心からお礼を申し上げます。

高野委員長におかれましては、さきに挙行されました熊本県殉難警察職員慰霊祭に御出席をいただき、また、委員の皆様方には、熊本東警察署等複合施設落成式や熊本県警察柔道・剣道大会に、大変お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

加えて、先般は、北海道警察におきます歓楽街対策に関する調査のため、北海道警察本部を御視察いただきました。本県警察におきましても、熊本県警察繁華街総合対策推進本部を設置し、暴力団や違法風俗店の排除を初めとした総合的な犯罪抑止対策を推進しているところでありまして、今後も御支援、御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、議案の説明に先立ちまして、本年の治安情勢につきまして若干説明をさせていただきます。

県警察では「安全・安心くまもと」実現計画2012を策定し、この2年間、組織の総力を挙げて各種施策を推進してまいりました。

その結果、11月末現在の犯罪抑止につきましては、刑法犯認知件数が1万1,000件余りと10年間連続で減少をしている一方、交通死亡事故につきましては、昨日現在、79人が亡くなっておる状況でありまして、若干増加傾向であります。11月には、平成16年以来となります交通死亡事故多発警報が発令されるなど、厳しい状況となっております。これから年末年始にかけて、飲酒運転の取り締まりなど、交通死傷事故の抑止に一層取り組みを強

化してまいります。

また、犯罪の検挙につきましては、刑法犯全体の検挙率が38%台と若干の低下が見られたものの、菊池市におきます女性殺人・死体遺棄事件など県民を不安に陥れる凶悪事件を初め、強盗などの重要犯罪につきましては早期に検挙するなど、一定の成果をおさめていると考えております。

県警察では、これまでの「安全・安心くまもと」実現計画2012の検証結果などを踏まえて、平成26年からの2カ年の治安計画として「安全・安心くまもと」実現計画2014を策定いたしました。

この計画では、来年の県警察の運営方針を「県民の期待と信頼に応える強い警察」としまして、そのサブタイトルにつきましては「安全・安心なくまもとを目指して」として、これらを基本理念としまして、県民の体感治安を左右する要因に目を向けまして、よりきめ細かな警察活動を展開してまいります。

なお、警察署の再編計画につきましては、パブリックコメントの結果などを11月末に公表をしておりますが、これを受けまして策定をいたしました警察署再編計画につきましては、本日中に公表することとしております。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。

今回提案をしておりますのは、議案2件、報告1件の計3件であります。

内容としましては、第1号議案が、平成25年度熊本県一般会計補正予算についてであります。これは、児童手当471万円の増額補正及び債務負担行為限度額、繰越明許費の設定についてお願いをするものであります。

第35号議案につきましては、専決処分のご報告及び承認についてであります。これは、道路標識の転倒により通行中の車両を破損させた損害賠償事案の和解についての報告及び承認に関するものでございます。

報告第5号につきましては、専決処分の報告についてであります。これは、専決をいたしました7件の交通事故の和解についての報告に関するものであります。

詳細につきましては、担当者から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

なお、報告事項といたしまして、来年の2月議会に上程を予定しております熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例案につきましても、後ほど担当者から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○牧野会計課長 会計課長でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料に基づいて御説明をいたします。

まず、説明資料の1ページをお願いいたします。

第1号議案平成25年度熊本県一般会計補正予算(第4号)の警察費についてでございます。

児童手当で471万円の増額をお願いしております。これは、児童手当の支給対象となる職員の子の出生人数が当初の見込みよりも増加したことなどによるものでございます。

以上、平成25年度12月補正の予算総額は471万円でございまして、増額補正後の平成25年度警察費歳出予算総額は398億2,708万9,000円となります。

次に、2ページをお願いいたします。

第1号議案(第2表 繰越明許費)につきましては、過去3年間における繰り越しの状況及び平成25年度6月補正予算で措置していただきました国の緊急経済対策に伴い創設されました基金活用事業の繰り越し見込み額を基準といたしまして、警察管理費4億2,200万円、警察活動費2億8,800万円の設定をお願いしております。

次に、第1号議案(第3表)警察関係業務に

係る債務負担行為補正につきましては、26年度当初からの契約事務を円滑に行いますため、警察関係業務としまして、上から順番に、運転免許更新などの免許事務及び免許更新者に対する更新通知業務の委託、運転免許の効力停止などの処分を受けた者を対象としました停止処分者講習の委託、軽微な交通違反により所定の累積点数に達した者を対象としました違反者講習の委託、免許更新者などを対象に行います更新時講習の委託、指定自動車教習所の教習指導員あるいは技能検定員などを対象としました指定自動車教習所職員講習の委託、高齢の歩行者に道路横断中の危険性を体感させるなどの教育を行います高齢歩行者交通安全教育の委託、道路交通情報センターによる道路交通情報提供業務の委託、交通管制センターで管理しております信号機等の保守委託、壊れるなどしました道路標識の緊急修繕等の委託、道路使用許可の申請を受けて行います道路使用許可現地調査業務の委託、免許センターにおきまして高齢者のドライバーを対象に安全運転指導などを行います高齢者ドライバーサポートの委託、以上、11事業に係る総額4億2,763万4,000円の限度額の設定をお願いしております。

御審議、よろしくお願いをいたします。

○吉長首席監察官 監察課です。

第35号議案専決処分の報告及び承認について並びに報告第5号議案専決処分について御報告申し上げます。

資料は、3ページから8ページになります。

まず、専決処分の報告及び承認でございますが、これは、平成25年10月6日、熊本市東区尾ノ上地内で発生した道路標識の転倒による車両損傷事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会の御承認をお願いするものであります。

この事故の概要は、3ページに記載させて

いただいておりますとおり、警察署長権限による交通規制中、設置しておりました道路標識、これは重さ約16キログラムを台座に固定していたものでありまして、構造上では、風速10メートルまで耐え得るものでありましたけれども、折からの突風により横倒しになり、走行中の車両に衝突したものであります。

今回の事故は、当日、強風という天候状況を把握していたわけでありまして、道路標識が転倒しないよう必要な措置を講ずべきであったにもかかわらず、これを怠った瑕疵が認められますことから、これによって生じた相手方車両の修理費等について、損害賠償を行うものであります。

県下では、年間を通じて多くの祭礼、行事等が開催されており、県警察では、その都度必要とされる警察署長権限による交通規制を行っているところでありますが、今回の事故を踏まえ、交通標識の適正かつ確実な設置等、再発防止に努めてまいり所存であります。

次に、専決処分のご報告であります。

この専決処分のご報告は、県警察の公用車事故に係る7件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会へ報告させていただくものであります。

それぞれの事故の概要は、5ページ以降に記載させていただいておりますが、番号1並びに3番は、緊急走行中、交差点における安全不確認、番号2は、駐車場において後退中の後方安全不確認、番号4は、狭路において離合中の安全不確認、番号5及び6は、交差点または駐車場における動静不注視、番号7は、交差点進行における右方安全不確認にそれぞれ起因するものであります。

なお、7件のうち4件は、警察側が第2当事者となる事故でありまして、番号の1、3は人身事故、その他5件につきましては物損事故でありまして、それぞれ任意保険で対応

させていただいております。

以上、御審議のほどよろしくごお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 以上で付託議案等に関する教育委員会、警察本部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、教育委員会の2ページの特別支援教育課の施設整備費ですけれども、分教室の設置ということでもありますけれども、これは何人ぐらいを受け入れる形で何教室ぐらいやられるのか、教えていただきたいと思っております。

○高橋特別支援教育課長 まず、鹿本商工高校につきましては、1学年10人を予定しております。そして、氷川高等学校につきましては、1学年20人、2学級を予定しております。

○鎌田聡委員 対応するのが、熊本市と周辺の特別支援学級の高等部への希望者が増大しているということでもありますけれども、要は、熊本市の子供たちが行くわけですよね。周辺と言われましたけれども、ほとんど熊本市でしょう。

○高橋特別支援教育課長 まず、鹿本商工高校に設置します分教室につきましては、現在、山鹿、鹿本にございませんで、その生徒は、菊池支援学校、大津支援学校という熊本市の周辺の特別支援学校に進学、通学しております。そこに、その生徒たちがこの鹿本商工の分教室に行くことによりまして、その両校につきましては、熊本市からの生徒を受け入れやすくなると、そういう状況がございます。

それから、氷川高等学校につきましては、

同じく八代、宇城の生徒たちが氷川高等学校の分教室に行くことによりまして、松橋西支援学校、松橋支援学校等に熊本市から行く生徒がそちらに行って、受け入れやすくなるということもございます。

さらに、氷川高等学校につきましては、八代市にはございますけれども、JRの駅から2キロぐらいで、バスも朝出ておりますので、交通の利便性ということを考えますと、熊本市内の生徒も十分通学が可能ということで、直接的に熊本市から通学ということも想定しております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 そこを整備することによって、ほかの地域の子供が行っている熊本市のほうが行きやすくなるというふうなお話ですけども、要は、まあ、それぞれに熊本市からの通学距離というのは遠いんですよね。熊本市内に分教室をつくっていただくのが一番子供たちにとって、保護者にとってもいいと思いますけれども、なかなか厳しい状況にあるのかなと思いますけれども、ただ、1クラスとか、1学級、2学級ぐらいのスペースというのは全く熊本市内、ないんでしょうか。

○高橋特別支援教育課長 1学年1学級でございましたが、3学年しますと3教室、そして多目的な活動をする教室とか、あるいは作業する教室、そう考えますと、少なくともやっぱり6から7ぐらいの教室が必要になってまいります。既存施設を活用した分教室の場合、熊本市内の県立の高等学校含め、そういう余裕のある施設がないということもございまして、今回は、熊本市対策と言いながら、熊本市以外のところでの分教室を設置するものでございます。

○鎌田聡委員 これから多分まだふえてくると思うんですよね、希望者。今回は、10人、

20人というお話でありましたけれども、今後ふえてきた場合に、この鹿本と氷川を充実していくと、さらに広げていくという方向でいられるのか、新たにどこか、なかなか厳しいでしょうけれども、土地を見つけてやっっていくのか、これ、どういう考え方なんですかね。

○高橋特別支援教育課長 委員御指摘のように、熊本市のほうについては今後増加が予想されます。熊本市のほうも、平成29年に熊本市の平成に高等部のみの特別支援学校の設置を計画しております。しかし、それではなかなかまだ対応できないところもございまして、今後、熊本市の高等部進学者予定者についての抜本的な対策については、次年度、外部の委員の方も招きました検討委員会を開いて、そこで対策を考えていきたいと考えております。

○鎌田聡委員 今回は、もう急ぎやらなきゃならないし、非常に財政的な問題も含めてありますけれども、今後のやっぱり課題として、ぜひ、熊本市内の子がふえているのであれば、そこに、せめて近辺に何とか受け入れられるような環境をつくっていただきたいと思いますので、ぜひそういった対応をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○高橋特別支援教育課長 ありがとうございます。

来年の4月に、熊本かがやきの森支援学校という、これは重度重複の子供を対象にした学校でございますけれども、それが、現在熊本支援学校に在籍している、そういう子供たちがそちらのほうに移ってまいります。その子供たちが移った後、熊本支援学校のほうには、その子供たちが使っていた場所があきましますので、そこも教室として整備をして、受け

入れをしまいたいと思っております。

○荒木章博委員 今のは、私の本会議場で教育長が答えたことですから、そこをやっぱりきちんと最初から言われれば物はわかるわけです。ですから、夏に移るわけでしょう。その前に、やっぱり設計あたり、あのままの現状でいいのか、それともやっぱりいろんな予算をかけてやらなきゃいけないのか、支援学校の子供たちに見合うものにすべきか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○高橋特別支援教育課長 あいているスペースにつきましては、教室等の条件に合わせて、今から整備をしまいたいと考えております。

○荒木章博委員 それについては、ある程度予算は必要になってくるのかということを知っているんですね。大きい教室が2つでしょう。小さい教室が4つあくわけですよ。だから、そういうところの考え方は。

○高橋特別支援教育課長 まずは調査をしまして設計等を、予算をとって、そして整備ということになるかと思えます。

○荒木章博委員 まず設計をやって、その後整備ということで、設計をやらないと予算がどのくらいかかるかわからないということの認識でいいわけですね。——はい、了解しました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 資料3ページに関係しますが、施設課長にお尋ねいたします。

今回上がっているのは、この上段のほうの施設整備、ですから、余り少額でないというか、小規模ではないのがたくさんあるのかも

しませんが、関連しまして、たしか非常に額の小さいといいますか、小規模な公立高校の修繕費とかは、たしか、制度が変わっていないなら、各学校長にといいますか、学校に大体幾らぐらいか渡してあるとか、あるいは施設課との協議がかなり簡素化されているというふうな話を以前聞いたことがあります。その辺はどういう手続といいますか、仕組みになっていますか。

○清原施設課長 学校から施設改修が必要な箇所について連絡があった場合については、工事費の総額が250万未満であれば学校のほうで施工していただくように、予算をその都度令達して工事をしていただいているところです。

○松田三郎委員 ちょっと、250万未満だと学校が……。

○清原施設課長 直接学校で発注して工事等を行うようにしてもらっております。

○松田三郎委員 ということは、未満でも、1円、2円ということはないかと思いますが、10円、20円でも、きちっとやっぱり一回一回協議なり、報告はせないかぬということですね。

○清原施設課長 学校規模に応じて、一定の維持管理費は令達してありますけれども、それで賄えないような修繕等が出た場合に要望を出していただいて、その都度令達をしているという状況でございます。

○松田三郎委員 それは規模によって幾らから幾らぐらいまでですか、県内の公立とか、平均というのが今わかりますか。

○清原施設課長 済みません、今ちょっと手

元に資料がございませんけれども……。

○松田三郎委員 じゃあ、記憶の範囲でいいですから、その何十万オーダーなのか、何百万ということはなかでしょうか、100万まではなかつですね。

○清原施設課長 大体平均しますと、1校200万ぐらいでございます。

○松田三郎委員 どうですか、その200万で足りない場合が、さっきおっしゃった手続が必要なんだろうけれども、大体どこもそれで——我慢なさっているほうが多いとは思いますが、大体足りている状況なんですか。

○清原施設課長 通常の修繕については、ほぼ足りているようでございますけれども、例えば、突然漏水があったりとか、突発的なものについてはその予算では対応できかねますので、要望を上げていただいて施設課のほうで令達しているところでございます。

○松田三郎委員 じゃあ、最後ですけども、仮に200万、平均ですね——何ですか、れんたつというんですか。

○清原施設課長 済みません、令達でございます。

○松田三郎委員 令達ですか。

○清原施設課長 はい。

○松田三郎委員 200万までいかなかったというところが何校かあった場合には、普通という執行残かなんかになるわけですか。

○清原施設課長 その予算がもし余ったとい

いますか、使わなかった場合は執行残ということで予算を引き揚げております。ただ、結構いろんな修繕とかございますので、かなり予算をほとんど使っていただいているところが多いかと思えます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○荒木章博委員 4ページの藤崎台野球場のフェンスの繰り越しということで、これは地質の調査がおくれて見抜けなかったという部分で繰り越しをされたと思うんですけども、どういった関係でこの繰り越しを行われたか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○平田体育保健課長 地質調査につきましては、当初の計画では、平成23年度に藤崎台県営野球場の西側ののり面の崩壊の復旧対策工事の際に地質調査を行ったものですから、そのときのデータをもとにすると、そういう予定で当初いたところでございます。

○荒木章博委員 だから、前年度に崩壊したところののり面の地質調査をもとに今回調査をやったけれども、その調査が不十分であるということで繰り越しをしたと認識しているんですか。

○平田体育保健課長 この工事に当たりまして、土木部のほうへ相談、確認をしたところでございます。そうしたところ、土木部のほうから、今回の工事の規模からしましても、西側ののり面箇所データのデータをもとにするのではなく、改めて地質調査をしたほうがいいと、そういうふうなことの説明があったものですから、それに基づいて改めて地質調査を行うことにしたものでございます。

○荒木章博委員 非常に10メートル、15メートル先でも地質というのはどう考えても——

教育委員会の体育保健課がその管轄をされているんですけども、やっぱり土木のほうの対応の仕方というのは、やっぱり5メートル、10メートル、20メートル、これはかなり離れているでしょう。どのくらい離れています。

○平田体育保健課長 西側のり面でございますので、100メートルぐらいは離れているところですよ。

○荒木章博委員 だから、やっぱり100メートルも離れば地質層は違うわけですから、おのずからこれは、専門の担当の土木の人であればわかっているようなことだと思うんですよ。小さいことを言うようですけども、やっぱりそういったきちんとした地質調査というのをやって、きちんとやらないと、こういうのは全般的に全てが繰り越しをしていく。特に、要するに教育委員会の場合は専門的ではない、そういうところで、やっぱりそういう判断をしながら今後対応されるべきだと私は思いますので、要望しておきます。
以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。
——警察も大丈夫です。

○松田三郎委員 説明は、吉長監察官御説明いただきましたけれども、警察車両の事故の場合、私、数年前、1回聞いて、ちょっと記憶が確かじゃありませんけれども、このそれぞれの事案に対して云々ではございませんが、この大前提として、いろいろな対応が書いてありますけれども、この今の駐車場において云々というのは、こういうのは別といたしまして、例えば緊急走行中とか、公用車を使用すると、幾つか対応があつて、例えば犯人とか、違反車両を追跡しているとか、そういう場合とか幾つかあつて、一定の場合に

は、何か免責されるとか、あるいはこの過失割合で大分考慮されるというような、何か場合分けじゃありませんけれども、そういうのがあるのかなと思いますけれども、ちょっと教えていただければ……。

○吉長首席監察官 事故の示談交渉等につきましては、以前は、保険契約を締結させていただく前は、当方でやっていたわけでありまして、今は、業者のほうがある程度事故当事者間で過失に応じて損害賠償額を決定してきております。その中に、今議員御指摘のとおり、事故の種類ごとにある程度の基準というものがありまして、それと、現実発生した事故の対応に応じて、この過失割合等も含めて調整をさせていただいているというのが現状でございます。

○松田三郎委員 例えば、誰が見ても、典型的などいいますか、サイレン鳴らしながら追跡をしている、普通は協力してとまったりとかすつとでしようけれども、ぶつかった——ぶつかってきたら0・10、そういう場合が一番過失割合が県のほうとしては少なくなる、に働く類型ということですかね。

○吉長首席監察官 緊急走行中の交差点の事故につきましては、サイレン、赤色灯を点灯して、一時停止して交差点に入るというのが我々に求められることでありまして、相手側車両につきましても、当然サイレン、赤色灯が確認できれば、緊急車両を優先すべき義務があるわけでありまして、それも一概に決定づけるわけではありまして、例えば、今回御報告させていただきました1番と3番、それぞれ緊急走行中の交差点事故でありますけれども、第1番につきましては3・7、3番目のほうでは8・2ということで、大きく過失の度合いが違ってまいります。これもやはり赤色灯、サイレンの音が聞けない

ような状況にあったですとか、あるいは一時停止をしたけれども、さらに左方の安全を確認して出るべきであったとか、それぞれその事故の形態に応じて、この割合というのが異なっているのが現状でございます。

○松田三郎委員 その場合でも一時停止する義務があるんですか、パトカー。

○吉長首席監察官 パトカーは交差点で一時停止して、サイレン、赤色灯も当然要件であります。左右の安全を確認して行くわけあります。ところが、場合によりましては、停車している車の死角を通過してくるというような場合がございます。そのような場合は非常に不可避のほうに働くこともございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○木庭交通部長 今のパトカーの関係でありますけれども、道交法では、赤信号である場合は、徐行して進行しなければならないという義務がございます。パトカーであってもですね。安全を確認してですね。

○鎌田聡委員 今の関連ですけれども、サイレンの音がなかなか聞こえづらいとか、車両によっては、何か室内で音楽かけとったりとか、かけてなくてもなかなかやっぱり聞こえづらいとかあると思うんですよね、窓閉めている冬場、まあ夏場もそうですけれども。音量はどこまで上げるとか、何かその辺制約あるんですか、もう少しちょっとボリュームを上げれば、少しこういった事故が減るんじゃないかなとも単純に思いましたけれども、何かその辺のありますかね、指針。

○木庭交通部長 交通部長です。

確かに、音量を上げれば聞こえやすくなる

と思いますけれども、現実的には、全く耳の聞こえない方も、数年前から免許の取得が可能となっております。そしてまた、窓を完全に閉め切って音楽でもかけていたら——私たちも実際実験したことがございますけれども、なかなか聞こえづらいと。緊急自動車が進行する方向でも違うみたいですが。ですから、音量を上げただけで一概に全ての事故が防げるということではないと思います。また、そういった音量に対して、一般の方にとっては迷惑なことでありますので、それについては、一概にはどうだとはちょっと言いづらいと思います。

○鎌田聡委員 まあ、一概に言いづらいかもしれませんが、いろんな安全走行も含めて、やっぱり音量の問題も、いろんなことをやってみた上で事故がなくなれば、それは一番いいわけでありまして、サイレンも、何かもう少し目につきやすいようなやつを開発するとか、いずれにしろ、こういった事故が、緊急走行時というのは急いで行かないかぬし、なかなか警察のほうも運転されるの怖いと思いますので、そういったのを少しでも回避するために何かできる手があれば、どんどん打って行っていただきたいなと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 済みません、私もちょっと関連ですけれども、先ほどの事故、5ページの、特に、例えば2番、相手がとまって、確認不足でぶつかって10・0ということですが、県の車両的にも、5万4,000円の修理代だと思うんですけれども、かかっているわけです。これは全部保険で賄えるような契約なんですか。

○吉長首席監察官 これは、全て保険のほうで対応させていただいております。

○前田憲秀委員 予算説明のときも、県警の皆さん以外にも、県職員の事故のいろんな報告があってお尋ねをしたんですけれども、保険は入札ということだったので、一概に一般とは言えないんですね。車両保険で10・0で全部賄うといたら相当な保険料もかかるはずなんです、一般では。

それはいいんですけれども、全体的に、今若い人というのは、車の免許を取りたがらない、別に車乗らなくていいという人が非常に多くて、県警の方にも1回お尋ねをしたんですけれども、警察学校に入校前には、必ず自動車免許はたしか取ってくるよという指示なのか、指導なのかあったというふうにお伺いしております。その運転技術ということに関してはどうなんでしょうか。予算の関係もあるんでしょうけれども、特に緊急車両に乗務する方というのは、若い方が運転されるんでしょうけれども、そこら辺の運転技術の不安みたいなのははないのか、ちょっとお尋ねしてみたいんですけれども、どうでしょうか。

○吉長首席監察官 監察課です。

確かに、委員御指摘のとおり、最近発生しております事故の原因を検証してみますと、大量退職・採用時代の中にあつて、20代、30代の事故が全体の7割を占めております。

対策といたしましては、総合プランをつくって全署的にやることと、かてて加えまして、パトカー乗務員等高度な運転技能が求められる職員につきましては、まずは警察学校の緊急自動車専科あたりで必要な実地指導をした上で、初級、中級、上級の外部の検定を受けてもらってつけるようにしておりますし、また、県費をいただいて、安全運転中央研修所等において、より高度な専門的訓練も

行っているところでございます。

また、交通事故を惹起した職員につきましては、それを一過性のものとすることなく、本部のほうに招致させて、必要な指導、教養も受けておりますし、それぞれの免許センター等におきまして実務指導を行って、その事故の状況に応じた個別的な対応も行っているところでございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

その事故を起こした方を責めるのではなくて、全体的にそういう傾向にあるというのは非常に私も認識をしております、その中でも、緊急車両を運転する立場の方というのは、それなりのやっぱり技量、技術も必要だというふうに思います。

今、特別にいろんな研修等もあられるということですが、それに必要な予算は遠慮なくやっぱり請求をしていただいて、充実したそういう技能訓練というんですか、車両を運転する訓練も、限られた予算の範囲というのがありますけれども、やっぱりこれは必要だというのは遠慮なく請求していただきたいなど、また、こちらからも、そういう意味では御支援もさせていただきたいなど思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○早川英明委員 ちょっと確認ですが、パトカーは、ちょっと私が今言われてみるとわからぬですが、あれは、ピーポーピーポーですか、サイレンですかね、パトカー、どっちですかね。

○吉長首席監察官 私たちは、サイレンというふうに思っております。

○早川英明委員 サイレンですね。

○吉長首席監察官 はい。

○早川英明委員 その場合、警察署のこの車両の数量はそれぞれ違うと思いますけれども、消防署の事故というのは把握されたことがありますか、消防車あたりはどうでしょうか、事故の件数は。といいますのも、消防車はかなり、先ほど鎌田先生のほうからお話ございましたように、かなり音量が大きいですもんね。我々が運転しておっても、消防車が来るのには、もう相当遠くから車の中、耳に入りますよね。消防署では、こういう事故というのはどのくらいの件数、ちょっと調べられたことがありますか。

○吉長首席監察官 委員御指摘の消防署の車と比較対照は、ちょっと残念ながらしたことはございません。ただ、一般公用車、これはパトカー、緊急走行含めてですけれども、九州管区内各県とアバウトな数字で引き比べてみますと、本県は、非常に発生が少ない状況にはございます。

○高野洋介委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第34号及び第35号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

それでは、教育委員会から報告をお願いいたします。

初めに、上川高校教育課長。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

お手元の資料、その他報告事項の1ページをお願いいたします。

熊本県いじめ調査委員会条例案について御報告いたします。

本条例案につきましては、健康福祉部から本県議会に上程しており、厚生常任委員会に付託されているところでございますが、県教育委員会においても関連がございますので、その概要を御説明申し上げます。

1ページのいじめ防止対策推進法についてをごらんください。

1の概要にありますように、いじめの防止等のための対策に関し、基本となる事項を定めたいじめ防止対策推進法が9月28日に施行されました。

その中で、地方公共団体の役割として大きく2点あります。

まず1つ目は、(1)いじめ防止等に関する措置です。教育委員会において、①地方いじめ防止基本方針の策定、②いじめ問題対策連絡協議会の設置、③県教育委員会の附属機関

の設置、④学校いじめ防止基本方針の策定、⑤学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置に取り組みます。

2つ目が、(2)いじめによる重大事態への対処であります。学校で重大事態が発生した場合には、①学校等の調査を行うための組織を設置し、調査を行います。さらに、必要に応じて、知事部局においても、②知事による再調査を行うための組織を設け、学校等における調査結果について調査することができることとされました。

今回は、この2の(2)、②の知事による再調査を行うための組織の設置条例案を提案しているところです。

3の(2)にありますように、附属機関は、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成され、公平性、中立性が確保された知事の附属機関、熊本県いじめ調査委員会を設けるものです。

2ページの1つ目の丸、条例制定の趣旨をごらんください。

本条例は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、同法第30条第2項及び第31条第2項に規定する県の附属機関として、熊本県いじめ調査委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項について定めるものです。

2つ目の丸、内容についてですが、(2)の委員会の所掌事務については、同法第28条第1項の規定に基づき、いじめによる重大事態が発生した場合に、学校等が行った調査結果について調査、審議するものです。

(3)の委員会の組織及び委員等の資格については、委員会は、委員5人以内で組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉または教育に関する専門的な知識、経験を有する者のうちから、知事が任命いたします。

3ページの(10)をごらんください。

所要の経過措置について規定しており、ここでは、法施行前に発生した事態の対応について記載しております。

本県では、本年4月に県立高校で生徒が自殺するという事案が発生し、教育委員会においては、学校に設置した調査委員会で調査を行ったところです。

この事案は、いじめ防止対策推進法の施行前に発生した事案であり、法の適用は受けませんが、法に準じた形で対応していくこととなっており、今回設置されるいじめ調査委員会において、学校で行った調査結果について、再調査が行われる予定です。

恐れ入りますが、改めて、1ページの地方公共団体の役割をごらんください。

県教育委員会では、先ほど御説明いたしましたいじめ防止対策推進法に定められた地方公共団体の役割のうち、教育委員会が行う(1)の①から⑤と(2)の①の6つの措置等について現在取り組みを進めているところでございます。

具体的には、(1)の①本県のいじめ防止基本方針の策定につきましては、本年中の策定に向けて現在作業を進めているところであり、この県の基本方針を策定後各学校に対して説明会を開催するなどして、年度内を目途に、(1)の④の各学校において、いじめ防止基本方針を策定する予定です。

また、(1)の②いじめ問題対策連絡協議会の設置及び(1)の③県教育委員会の附属機関の設置につきましては、来年4月の設置に向けて関係規定の整備を進めているところでございます。

さらに、(1)の⑤学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置及び学校で重大事態が発生した場合の(2)の①学校等の調査を行うための組織の設置につきましては、12月の定例教育委員会で関係規則を整備したところであり、現在、各学校における体制整備を進めているところでございます。

以上、御報告をいたします。

○高野洋介委員長 次に、山本学校人事課

長、お願いします。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

資料の6ページをお願い申し上げます。

県費負担教職員の指定都市への給与負担移管に係る財政措置のあり方に関する合意について御報告を申し上げます。

まず、1の経緯についてでございますが、現在指定都市教職員の任免権は指定都市が有している一方で、教職員定数に係る権限は県が有し、給与等の負担を県が行っている状況にあります。このような制度上のねじれ状態の解消に向けた閣議決定等を踏まえ、指定都市所在道府県と指定都市間で、財政措置のあり方について協議を進めまして、平成25年11月14日、両者間で合意に至ったところでございます。

2の主な合意事項についてでございますが、税源移譲税目及び税率は、個人住民税所得割2.0%となっております。また、(1)以外の所要一般財源につきましては、地方交付税制度により調整されることとなっております。事務及び税源の移譲時期は、平成29年度を目途に可能な限り早期に行うこととされ、それに向けて実務的な検討、準備を進めることとなっております。

参考といたしまして、熊本市へ移管する給与費等についてでございますが、平成24年度の決算ベースで、熊本市へ移管する教職員給与費は約343億円でございます。このうち約82億円が義務教育国庫負担金で措置されまして、一般財源約260億円につきましては、先ほどの合意事項において御説明いたしましたとおり、個人住民税所得割2%相当の約109億円が税源移譲で、残りの約151億円については交付税等で調整されることとなります。

3の熊本市へ移譲する事務についてでございますが、(1)の指定都市教職員に係る給与等の負担に関する事務、また、(2)の学級編

制及び教職員定数の決定に関する事務が移譲されることとなります。

ここで申しわけございませんが、(2)の学級編成のところの編成の成の字が誤っておりますので、御訂正をお願いします。成るの字ではございませんで、条例を制定するといった場合の制定の制の字でございますので、申しわけございませんが、御訂正をお願い申し上げます。

御説明に戻ります。

(1)及び(2)の事務移譲に伴いまして、熊本市では、移譲される事務に係ります組織体制やシステム構築等事務処理体制の整備、関係条例の制定等が行われることとなります。

県教育委員会としましては、平成29年度を目途としました事務権限の移譲に向けまして、今後設置予定であります県、熊本市双方による検討の場などにおいて協議を行いまして、移譲プロセスの構築や業務ノウハウの伝達など、熊本市への円滑な事務移行のための支援を行ってまいります。

以上、御報告をさせていただきます。

○高野洋介委員長 次に、警察本部から報告をお願いいたします。

木村組織犯罪対策課長。

○木村組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課です。

現在、改正作業を進めております熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

お手元に2枚物の資料を配付させていただいております。その1枚目をごらんください。

左側に事業者と縦に記載されておりますが、これが現行条例の第19条で、事業者が暴力団員等に対して行う利益供与等の類型でございます。上から1項が、威力利用目的の利益供与、2項が、相当の対償のない暴力団の

活動や運営に協力する目的での利益供与、3項が、暴力団の活動を助長し、または運営に資すると知った上での利益供与、4項が、暴力団等と知って行う優先的な取り扱いでございまして、それぞれこれを禁止するとともに、資料下段に暴力団員等と記載されておりますが、これが第20条で、暴力団員等がこれらの利益の供与を受けることを禁止しております。

さらに、この規定の実効性を確保するため、威力利用目的で行う利益供与及び相当の対償のない暴力団の活動や運営に協力する目的での利益供与の2つにつきましては、事業者、暴力団員等とともに、公安委員会が行う調査、勧告及び公表の対象とされているところでございます。

しかし、最近の暴力団情勢を見てみますと、県内のゴルフ場において、日本ゴルフ協会理事と暴力団組長がゴルフをしていたことが明らかになったほか、暴力団対策法で指定された特定抗争指定暴力団の暴力団員が、警戒区域外の旅館や飲食店等において会合を開催している状況が確認されるなど、暴力団に対する利益供与の抑止という条例目的が達成できていないという問題が起こっております。

そこで、暴力団に対する利益供与を抑止するとともに、暴力団が旅館や飲食店等の事業者を利用しにくい環境をつくり、事業者を暴力団から守るという意味におきましても、暴力団の活動を助長し、またはその運営に資すると知った上で行う利益供与及びこれを受ける行為、これを公安委員会が行う調査、勧告及び公表の対象として追加し、規制の強化を図るものでございます。

現在パブリックコメントを実施中であり、事業者や県民の皆様からの意見も取り入れまして、来年の2月議会への上程を目指して作業しているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高野洋介委員長 それでは、今の3件の報告について質疑はありませんか。

○山本秀久委員 いじめの問題を、私は私なりにちょっと考えとることがあるんですけども、これは根が深いんだと私は思います。一長一短で、このような条例をつくっても片づくもんじゃないと思う。それはなぜかというと、今の社会情勢から考えて、自治省、文部省、厚生省が、この3省が関連した物事ではないと、この物事は解決しないと私は思っています。

だから、前にも言ったことがあると思いますが、まず田舎の状態を見てください。過疎が起きている状態を見てみてください。何のために過疎が起きているかと。同じ町内でありながら過疎が起きているというのは、自治省の推薦している町営住宅の建設なんですよ。町営住宅の建設をしとるために、同じ自分を生んだ親と一緒に町におりながら、町営住宅を建設したために、子供たちは全部町営住宅に入ってしまう。そして、実家がありながら年寄りだけしか残ってない。そういうことによって、今度子供が生まれ、町営住宅におる。全部鍵っ子だ。誰も教育するやつがない。そうした中にも実態が生まれてきている。だから、そこにいじめ対策というものは、おじいちゃん、おばあちゃん、そしておやじ、おふくろ、そして子供が生活できるような環境があるならば、こういうことはいけないんだ——全部文化がつながらぬし、家庭制度がつながってないし、親子の関係が断絶している、3つの要素が崩壊していると私は思うが、それはなぜかと、自治省の都会的な政策が田舎にはびこってしまっている。

そうすると、地方はどうしても住宅、それだけの住宅をつくるくらいの気持ちがあるなら、これは税金ですよ。そうしたとき、親と

一緒に住めるような若者が、その環境整備してやるように使えばいいわけだ、予算を。家賃を払いながら、何で実家がありながら生活——3つの重要なものが欠けてしまっているわけだ。家族制度がなくなっている。そすと、文化がつながってない、親子の教育制度がなくなってしまう、そういうこと。

それには、まず、文部省もこれだけ条例をつくったって私はだめになると。それはなぜかと、人間関係が崩壊してしまっているわけだ。だから、その根本原因というのは、その3つの要素の政策的な問題が絡んでしまっているということだ。だから、そこをもうちょっとよく考えてもらわぬと、条例ばかりつくったって、これは片づくもんじゃないと思うんだ。じいさん、ばあちゃんと一緒に住んでいる孫ならば、じいさん、ばあさんから、長年の人生経験を踏まえながら、こういうことをしちやいかぬぞ、こういうことをしたらまずいんだぞと言うて教えてくれるわけだ。そすと、今度は、いろんな面に人間関係と人間のとうとき、ありがたさ、そういうのが教育されていくんだろうと、そういうことを私は言っているわけです、今。

だから、幾ら条例つくっても、これは生きるものはないんだ。それ、なぜかと、人間の感覚が違うんだから、何で起きるか、原因を再探求してないんだ。ただ条例で縛ればいような感覚でやったって、何がいじめ解決できるか。それ、なぜかと、基本的な文化と教育の問題、そういう長年培った人間関係のシステムが壊れているということをもまず認識していただきたい。以上、それだけ申し上げておきたい。

以上です。

○田崎教育長 今、山本先生のほうから御指摘いただきましたけれども、私たちも、いじめ防止対策推進法ができただけでいじめがなくなると、そんな簡単なものではないという

ふうに認識しております。やはり学校だけでなく、家庭と、それと地域とが一緒になって取り組まないと、この問題は前へ進まないと思っております。

最近、熊本市内でオバパト隊という方々が、ちょっと私のところにも来られたんですけども、子育てが終わったおばあさんたちが地域でパトロールをされている。通学するときとか、いろんな学校行事で、いろんなことがあったら出かけていって子供たちと一緒に話をしているとか、そういうこともされておりますし、また、県のほうでも、親の学びプログラムということで、そういう施策もやっております。そういうことを総合しながら、しっかりと御指摘のあった点についても取り組んでいきたいと思っております。

○山本秀久委員 私は、いつでも言っていることは、今ちょうど子供を育てる人たちの教育が間違っているんだ。なぜかという、自分たちが育った環境と全然違う教育を受けているんだから、子供にもそのよさがわかっていないわけだ。注意する能力がないというか、それは今、年とった方々ならばわかると思うんだ。親からいろんな点を、文化を、我々はそういうふうにして育ててきたわけだ。こういうことをしてもらったら感謝する、こういうことをしてはいけないんだ、こういうことをしたら迷惑かけるんだ、人の家に行ったら、ありがとうございます、お邪魔します、お世話になりましたと、そういう挨拶もせいと、よく我々小さいときから習ってきた。そういう環境に育ってない親が子供を育てていくから、間違っているということに気づいてほしいということをおっしゃっているわけですよ。

だから、文化というものは大変重要なことなんです。文化が崩壊したら国は潰れるんだ。そこにみんなが意識しないと、ただそれだけ、条例さえつくればいぐらいに思っ

しまう、そういう観念がおかしいんだと言っているんだ。文化の中から生み出していかなければ、人間社会というものは成り立たないと私は思っているわけだ。そういう点、よく吟味してほしいということを申し上げておきたい。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 済みません、今のいじめの関連で、条例は、条例だけでは解決しませんが、やっぱり条例つくってやっていくということはいいと思いますが、説明いただいた1ページのところの教育委員会の取り組みで、これからいろいろな組織をつくってやっていくということでお話いただきまして、多分未然に防止する組織だとか、あとは調査する組織、また、学校にもできてくると思いますが、この2の(2)の①が、学校内に、学校ごとにこの調査をする組織をつくっていくということの御説明だったと思いますけれども、これは具体的にはどういうメンバーでやられるのか。それと、いじめ、先ほどの条例の中でありましたように、調査委員会みたいなある程度専門家というか、こういった人たちも必要じゃないかと思ったり、そしてまた、いろいろな秘密も含めて、調査委員会の場合は、秘密を漏らしたら罰金とか、そういったのがありますけれども、学校内の調査というのも非常にこのことが一番重要になってくると思いますので、ある程度調査に当たっては慎重に、そしてまた、専門性を持ってやらなきゃならないと思いますが、その辺はどう考えられとって、どのように今周辺整備、学校でやられていることがありますけれども、進めていっておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○上川高校教育課長 お尋ねの(2)の①の学

校または学校設置者が調査を行うための組織の設置でございますが、この組織につきましては、(1)の⑤でございます、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織でございます。ここに、今各学校に心理、福祉等の専門家を配置しておるところですけれども、法の22条の組織を母体といたしまして、重大事態が発生しました場合には、新たに、教育委員会から、法律でありますとか、学識経験者等の専門家を派遣いたします。そして、重大事態の調査に当たる(2)の①の組織となります。

お尋ねの守秘義務等については、母体となります学校に設置する組織につきましては、教職員及び臨床心理士等の守秘義務を持った者の組織でございます。また、新たに派遣します構成委員につきましても守秘義務については重要なことだと考えておりますので、今後のことでございますけれども、しっかりとしていかなければならないというふうに思っております。

○鎌田聡委員 そこはぜひ徹底をしていただきたいと思えます。

これは、⑤の部分は、各学校ごとにまず組織をつくって、そこで対処しなければならないことがあったら、専門家を教育委員会から派遣するという理解でいいんですかね。

○上川高校教育課長 ⑤の22条の常設しております学校の組織がございますが、重大事態の発生の場合には、それを母体として、そして校長が必要だと認めるメンバーで調査を進めていくということになります。その際、専門家も一緒に派遣をするということです。

○鎌田聡委員 じゃあ、そこで派遣して調査しますけれども、それと、今回条例で出されている調査委員会との関係というのはどうなるんですかね。

○上川高校教育課長 重大事態が発生しましたら知事に報告することになりますが、その調査結果についても報告をすることになります。今回条例案として御説明をいたしました知事部局での調査につきましては、この学校で行った調査の内容について再調査をする組織でございます。学校等から、学校の調査委員会からの報告を受けて、その報告に係る重大事態の対処または重大事態と同種の事態の発生の防止、再発防止でございますが、再発防止のために必要があるというふうに認めたときに行うものでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。

まずは、第一義的には学校の組織でやって、そして、それから教育委員会が派遣した専門家でやって、それ以上のときは今回の条例でやるという理解でいいと思いますけれども、そういう事態が起こらないように、まずは予防のほうでやっていただくことが大事だと思いますので、そちらのほうもあわせて対応していただきますようお願いしときます。

以上です。

○山本秀久委員 今の、いろいろ聞いているけれども、その選考委員会にしても、調査委員会にしても、吟味して人を選んでやらなきゃならぬということに重要性があるということをよく認識してやっていただきたい。

以上です。

○荒木章博委員 矢部高校、いろんな事案が出て、教育長やら、知事が、重大事案のときは知事が要請をして取り組むということですね。

先ほど山本先生からも話があったと思うんですけども、最近の文化と歴史とか、やっぱりカリキュラムの中に道徳教育というの

を、熊本県ももちろん力を入れてやっておられるようですけども、こういうところに力を入れていく。例えば、RKKで1月3日に正月番組で7時から30分間放送されますけれども、歴史が、熊本の城主が流されて山形まで行った、大正2年に、山形の人たちがその人を敬って顕彰会をつくった。本当に心温まる感動の出来事ですよ。こういったものをやっぱり道徳教育の中に——歴史が実際あって、無気力、無関心、無責任、無作法、無感動という今のこの時代に、やっぱり感動のできる子供たち、感動のできる先生を育てていく道徳教育というのをもっともっと奨励をして、どうしてもいかないときにこの条例というのが、これはもうやらなきゃいかぬ、悲しいことなんですけれども、しかし、やらなきゃいかぬ。

だから、今、山本先生が言われたように、この文化とか、歴史とかというのをやっぱり顕彰していく、先生方にもっとそういうのを学んでいただくというふうなこともやっぱり私はやるべきじゃないかというふうに思うんですけども、教育長にちょっと御見解があればと思います。

○田崎教育長 先ほどからの山本先生、それから荒木先生のほうからも御指摘がっておりますように、やはり自分の地域、まず家族を愛するというのは当然ですけども、自分の地域を愛していくということが、広く、ひいては自分自身の誇りにもつながっていくというふうに思っております。国を愛する心につながっていくと思っております。

そういう意味で、道徳教育というのは非常に大事だというふうに思っているところであります。本会議でも答弁の中でも申し上げましたように、本県では、各地域で、それぞれの地域でこれまで頑張ってきて、地域の人々のために尽くしてこられた方々を取り上げた道徳教育用の郷土資料「熊本の心」と

いがあります。これをしっかりとやはり今の授業の中で取り上げながら、先ほどから出ておりますけれども、子供たちに地域を愛する心、歴史とか、文化に関心を持つ心、こういうのをしっかりと教育、指導していきたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 まあ、こういう条例で、この処分やら、いろんな研究、そういう状況を検分しなきゃいかぬということは、今の時代としては仕方ない、また、悲しい出来事だと思うんですけれども、そういった形で、片方にはそういう心の教育というか、子供たちの健全育成の教育あたりも積極的に、より積極的に取り組んでいただきますように、重ねてお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 資料1 ページ、関連しまして、厚生委員会に係るということですが、いろいろ御説明いただくと、やっぱりこの(1)の特に教育委員会の役割が大きいんだらうと思えます。

それで、例えば、(1)の④、⑤、そして(2)の①、さきほどより鎌田委員の御指摘のあったように、これは、法律で決まって、各学校が制定をしたり、設置しなければならないというわけでしょうから、黙っとっても本当は学校ごとでつくったりしなければならないんでしょうけれども、県の教育委員会として、先ほど12月に、⑤と①でしたけれども、教育委員会定例で何か決定した、どうのこうのという御報告もありましたけれども、これから、あるいは既に県内の公立の小中学校、特に、学校ごとにこういうのを決めてくださいというような、何か改めて要請なり、注意を喚起なさるとかということはどうなさったのか、なさる予定があるのか、それとも、もう

各学校にお任せして、大体わかっていることだろうからと、法律さえ読んでいけばというようなスタンスなのかをちょっとお尋ねしたいと思えます。

○緒方義務教育課長 義務教育課です。

今、委員ありましたように、この法が施行された後に、11月に、まず市町村教育委員会等々の職員を集めまして、法の趣旨説明をまずやっております。それから、今度の年を明けましてから、基本方針等々のことにつきましては、また学校にきちんとおりますように、教育委員会、事務所を集めて、きちんとした説明会を行っていきたく思っています。

○松田三郎委員 恐らく学校あるいは市町村教育委員会でも、まず県がどういった基本方針を出されるのかなというのを、まずそれを大分参考にしておつくりになることが予想されますので、県のほうは本年中ということでもありますので、その後——じゃあ、この各学校には、法の規定、あるいは教育委員会としていつごろまでには大体つくってほしいというのが、何か期限のようなものはあるんですかね。

○緒方義務教育課長 期限等々については定まっておりますけれども、県教育委員会としましては、本年中に発出しまして、それをもとに、本年度中には策定していただきたいなというふうに考えているところです。

○松田三郎委員 わかりました。

確認ですけれども、説明は一応高校教育課長なさいましたけれども、それぞれ小学校、中学校に関しては義務教育課がと、特別支援学校であれば特別支援課がと、一応窓口としては高校教育課が県教育委員会のということなんですか、それともそれぞれなんですか、

この……。

○田崎教育長 それぞれ連携して、高校教育課が県立高校、特別支援教育課が特別支援学校、そして市町村立の小中学校は義務教育課が担当しております、そういう意味で、所管しているのはそれぞれ別なんですけれども、3課が連携して、先ほど、今回のこのいじめ調査委員会条例についての部分については高校教育課が窓口になっておりますけれども、例えば県がつくっておりますいじめ問題の基本方針、熊本県いじめ基本方針というのを、これでいきますと、2の(1)の①でございますが、このあたりは義務教育課が主体になって、高校教育課と特別支援教育課と連携してつくっておるということで、それぞれちょっと全ての課に関係するものですから、業務を少しずつ分けて取り組んでもらっているということでございます。一体になってやっているというところでございます。

○松田三郎委員 最後ですけれども、この今回の条例に関するところの法の規定の30条2項ですか、31条第2項には、私立学校に係る対処も同じと書いてあります。私立学校に関しては、じゃあ本県で言うならば、私学振興課が、教育委員会が公立高校になさるようなことをなさるといいますか。

○田崎教育長 済みません、あわせまして、私のほうから。

先ほど3課を申し上げましたけれども、当然私学振興課も一緒になってやっております。基本方針、先ほど年内につくるということで進めておりますが、その中には私立学校のこと掲げておりますので、当然私学振興課のほうも一緒になってやっているというところでございます。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、次に、その他に入ります。

その他で何かありませんか。

○前田憲秀委員 私からは、ストーカー被害に関して、ちょっとまずお尋ねをしたいんですが、10月に東京の三鷹市で女子高校生がストーカー殺人事件、非常に痛ましい事件がありました。

今回、臨時国会も閉会いたしましたけれども、我が党のPTあたりからも、国家公安委員会、また警察庁を通じて、さまざまな対策といたしますか、要望をさせていただいております。このストーカー規制法というのは2000年、また、関連して、DV防止法というのは2001年に成立をして、さまざまに改正をされております。

ことしの頭の通常国会でも、自公政権の中で、例えばストーカー規制法は、電子メールに対するつきまといのようなことも対象にするだとか、DV防止法では、配偶者だけではなくて、事実婚または交際相手からのDVも対象にするだとか、さまざま改正がされています。それも、ことしの7月、また、10月、内容によっては来年の1月から施行するという流れなんですけれども、その臨時国会でさまざま議論があっていると聞いておりますけれども、今回、その10月の三鷹の事件に関しては、相談を受けた警察署間の連携がなかなかとれてなかったとか、さまざま聞いております。そういう対策みたいなのは何かおりにきているものなのか、まだこれからなのか、まずそこをちょっとお尋ねしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○浦次生活安全部長 まず第1点、警察庁からの指示といたしますか、は、10日ほど前に概略の指示がありまして、委員が御指摘にられましたとおり、警察署間の連携とか、危険

性の判断とか、被害者の適切な避難、こういう点につきまして、県でも検討、必要があれば改善してくれというような指示でございます。

当県で、現在、それを踏まえまして、今からも改善していく点はあるかと思っておりますけれども、まず第1点としまして、11月18日から24時間態勢でこれに対応できる体制を確立しました。6名による、2人の3交代制勤務ということで、警察署からのいろんな相談、それから現場に赴いての指示、指導、事件検挙に向けた措置等を推進するために、それらの体制を確立しました。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

今御答弁でありましたように、連携の問題、また、チェックリストの導入だとか、体制の整備、また、口頭警告というんですか、それに対しての方法、やり方だとか、いろんな角度で、今までになかったような事態が起こり得る、また、対策も講じないといけないと聞いておりますので、先ほどと同じですけれども、また、予算で必要な部分があれば、また、遠慮なく申請をしていただいて、充実を図っていただきたいと思っております。

このネット犯罪に関しては、ストーカーに関しては、10代の被害者が、ここ5年間で、もう倍増近くになっているという話も聞きます。ですから、例えば、今回の被害者も高校生なんですけれども、全て警察に投げかけるのではなくて、いろんな面で教育機関との連携も必要なのではないかなと思っております。その点も教育委員会のほうにもぜひ要望もさせていただきたいと思っております。

それと、ネットという話を今ちょっとさせていただいたんですが、10代に特に倍増近く多くなっているというのは、ネット、いわゆるSNSを使つてのストーカー行為というのもふえていて、それが原因と聞いておりま

す。いわゆるフェイスブックやツイッターやLINEというのが代表的なものなんですけれども、これは以前公安委員会の方々との意見交換会でも私もお話をさせていただいて、ある方からは、娘がLINEをして何をしているのかわからないという、親である立場の方も言われておられました。ですから、非常に潜在化しているというか、対処に難しい部分があるのかなというのは、もう日々日々私は痛感しているところです。

例えば、ここにいらっしゃる方々は、そのSNSなるものをしていらっしゃるかどうか、ちょっとお尋ねしてみてもいいですか、委員長。もし何かフェイスブック、ツイッター、LINE、やっていますという方、特に個別にどうこうとは言いませんので、ちょっと挙手をしていただいてもいいでしょうか。

（執行部挙手）

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

これは、やらないと、LINEに至ってはわからないらしいですよ。何が問題なのか、何が心配事なのか、そこら辺にも問題があるのかなというふうに思います。先ほどいじめの問題も、これは通ずることだと思います。ですから、必ずやはりそこは専門家の意見を聞くなり、何か必要じゃないのかな、我々でもそうです。そこは非常に心配な部分、何か別なところで条例に関しても議論、それももちろん大事なんですけれども、実態は何なのかというのをやはり共有するべきことなのではないかと思っております。先ほどのストーカー犯罪に関しても、いじめに関しても、何か通ずる部分があるのではないかと思っておりますので、そのこともしっかり要望させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○荒木章博委員 1つは、本会議場でもちょっと話をしましたけれども、振り込め詐欺、

特殊詐欺の状況ですけれども、本部長は導入できるように検討するという事でおっしゃいました。また、警視庁は積極的に対策をして、そのデータあたり、解析あたりも進んでいるのではないかなと思いますけれども、他県で新年度に向けての導入というところの情報があるのならば、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○浦次生活安全部長 先生がおっしゃったのは、今警視庁で採用している見張り隊のことですね。

○荒木章博委員 見張り隊です。

○浦次生活安全部長 全国でほかにやっているところは聞いておりません。

○荒木章博委員 それと、他県でも数県対応をするやに情報が少しありますけれども、熊本県を含めてそれを把握されておられますか。

調べられている間に、もう1つお尋ねをしたい。

女性警察官ですかね、婦人警察官と言わないですか、女性警察官というんですかね、その登用ですけれども、熊本県下3,000人の署員がいらっしゃる中で、今210名ぐらいの枠があるやに聞いているんですけれども、そういった中で今実際何名ぐらいいらっしゃるのかが1点と、やっぱり女性の管理職、この前もNHKで女性登用の問題が出ておりましたけれども、女性の場合は、警察官の場合になりますと、いろいろ結婚され、妊娠をされ、子供さんを産み、そういう休暇の時期といういろんな厳しい問題もあるんですけれども、女性登用について県警の考え方、この2点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○黒岩警務部長 委員お尋ねの点につきまし

て、まず1番目ですけれども、当県警察は、警察官の定数が3,067でございます。現時点、女性警察官は169という定数上の計算ではなっております。

○荒木章博委員 169が定数。

○黒岩警務部長 それで、今の割合が現在5.5%ほどになっております。

それで、委員が言われた210という数字は、ここは、たしか我々として考えておりますのは、女性警察官、今後採用、登用を一層拡大していきたいという中で、平成34年までに、先ほどいきました5.5%の比率を8%に上げたいという形で努力をしてまいりたいと。そうすると、計算していきますと、3,067掛ける8でいきますと、245程度になるんですが、それを目標に、それをそこまでの目標として、長期的な目標ではなくて、34年までの目標数値として少しふやす形で考えているということが1点でございます。

もう1つ、管理職のお話でございますが、警察官の場合は、基本的に階級がございます。階級の中で、いわゆるどこまでを管理職というのかというのがございますが、基本的にまだまだ女性の数が少ないということもあります。それと、採用をふやしている段階でございますして、若い人が多いということもございます。その中で、管理職と言える警部の階級にある者は、今のところは2人ということでありまして、その部分で、今後、今委員が言われましたように、採用の拡大もありませんし、登用、やはり積極的な登用を図ることで女性の視点を生かした警察運営を一層深めていきたいというふうに考えておまして、警察庁からも指示がありました部分がありますので、これにつきまして、体制の全容を整えながら順次検討していきたいという形で、検討を進めているというところでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 教育委員会には女性も1人おられるから、ほあっとした感じもありますけれども、今、警務部長が言われましたように、34年度に向けて8%と、一つの水準の中で今後もより積極的に登用していただきたい、また、採用していただきたいというふうに思います。

よろしく願いしておきます。

先ほどの……。

○浦次生活安全部長 今ちょっと調査しておりますので、わかり次第……。

○高野洋介委員長 終わった後に、荒木委員のほうに報告、お願いします。

○荒木章博委員 これも本会議場で申しましたけれども、来年の1年半後に、日本で18年ぶりに世界大会が開催をされる。そして、熊本県警の署員の中に、その候補者が、36名のうち1人、熊本県は2人、在住がですね。そのうちの1人が熊本県警ということで、非常に、昨日も、韓国のチャンピオンの、高校チャンピオンが土曜、日曜日と合宿で熊本に参りまして、うちの小学校で稽古会やりまして、うちの国体の選手、高校の国体選手、チャンピオンと試合をさせましたけれども、見事にやられまして——1メートル77ぐらい身長のある子が強化をしながら韓国から出てきたと。

そういうことで、世界大会に向けて、いろんな合宿とか、強化とか、いろんなのがあると思うので、やっぱり熊本から、熊本県警の選手が選ばれるとなると、やっぱり熊本の子供たちにも夢と感動ができると思うんですね。ぜひこういうところは、世界大会に向けて、熊本県警という、こういう特練という組織がありますので、どうぞ御協力をいただい

て、世界に羽ばたけるように、熊本県警から一人でも多く出場していただきたいと、かように思って、これはお願い、要望しておきます。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

次回の委員会については、年が明けまして、1月28日火曜日午前10時から予定しております。正式には、後日文書で通知いたします。

それでは、これをもちまして第7回教育警察常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時43分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長